

## 運営規程改定（案）

下記運営規程の追加および改定を 2008 年 6 月 14 日より施行する。

（追加）

### 第 2 章 会員

#### ・第 4 条 会員の資格

5. 会員は年度ごとに会員継続の意思を学会に示すことにより会員資格を継続することができる

（改定）

### 第 4 章 組織

#### ・第 14 条

3. 通常総会は年 1 回開催する。ただし、電子的な方法により行うことを可とする。

（その他）

賛助会員から賛助金をいただくことを理事会で検討する予定です。